

## 人を対象とする研究での留意事項

アンケート調査や実験の被験者等を依頼する場合には、原則、事前に次の項目を伝えたくて、了承を得る必要があります。**必ず担当教員の指導の下で、実施して下さい。**

- ①研究の目的及び意義
- ②研究の方法及び参加期間
- ③研究への参加は任意であり、参加を辞退する権利、または研究への参加を撤回する権利を有すること
- ④研究への参加に同意しないこと、あるいは研究への参加を撤回したことによって不利益な対応を受けないこと
- ⑤研究に参加することにより期待される利益
- ⑥予測されるリスク、危険、心身に対する不快な状態や影響
- ⑦成果の公表、フィードバックの可能性
- ⑧守秘や個人情報の取り扱い（個人情報を扱う共同研究者の範囲、等）
- ⑨研究データの取り扱い（開示・廃棄（同意撤回）請求が可能な期間、保管方法・期間、廃棄時期、等）
- ⑩研究者の所属、職名、氏名、研究に関する問い合わせ、研究者の研究倫理等の問い合わせ窓口の連絡先等に関する情報

人を対象にする研究って？

例えば、

- ・アンケート等で心的外傷に触れる質問をする
- ・運動や食事制限等で我慢や不便を強いる
- ・個人情報を扱う

等の研究が当てはまります。

### 研究者の姿勢

研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

広島修道大学における研究者の行動規範より

### <参考文献>

眞嶋俊造, 奥田太郎, 河野哲也編著 (2015)『人文・社会科学のための研究倫理ガイドブック』慶應義塾大学出版会

日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会 (2015)『科学の健全な発展のために 誠実な科学者の心得』丸善出版

文部科学省・厚生労働省『人を対象とする医学系研究に関する倫理指針』2014年12月22日

### 担当部局

ひろしま未来協創センター

TEL 082-830-1114

E-mail r\_support@js.shudo-u.ac.jp

### 答え

本学では、学部生も、研究に関わる時は「研究者」に準ずる者とみなされ、研究倫理を遵守することが求められます。

## 研究倫理について

(学部生用)

## 学部生も研究者？



答えは、裏表紙へ



広島修道大学

# 研

究倫理とは研究にあたり研究者が身につけておかなければならない規範のことです。

研究倫理を学ぶことによって「つい」、「うっかり」、「知らずに」、「勘違いで」という理由での、研究不正の発生を未然に防止したり、発生する確率を低下させることができます。

本学では、研究者として守らなければならない行動規範を、次のように定めています。

## 広島修道大学における研究者の行動規範より抜粋

### (研究活動)

研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。

研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

### (研究対象などへの配慮)

研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

### (法令の遵守)

研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

### (差別の排除)

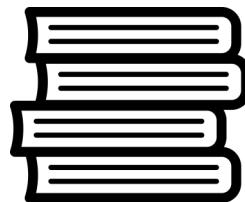
研究者は、研究・教育・学会行動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

# 好

ましくない研究活動とは、研究不正(最悪の行動)に近く、研究への信頼性を侵すものをいいます。

下記のものが好ましくない研究活動にあたります。

- ・重要な研究データを、一定期間、保管しないこと
- ・研究記録の不適切な管理
- ・論文著者の記載における問題
- ・研究試料・研究データの提供拒絶
- ・不十分な研究指導、学生の搾取
- ・研究成果の不誠実な発表



# 研

究不正とは、研究倫理に反することです。

その中でも、①「捏造(ねつぞう)」、②「改ざん」、③「盗用」は、研究を行う上で「絶対にしてはいけない行為」です。これら3つの行為を「特定不正行為」と呼びます。

**捏造**：存在しないデータなどをでっちあげること。

**例**：実際はインタビューしていない架空の人のアンケート回答を作る。

**改ざん**：データを意図的に変えること。

**例**：①仮説に合うようにデータの一部を削除する。  
②画像を切り貼りして合成した画像を使用する。

**盗用**：他人のアイデアを盗んだり無断で使ったりすること。

**例**：①書籍・Web等で入手した文書を、適切な参照・引用をせずにレポートを作成する。  
②他人のアイデアを自分が考えたものとして発表する。

そのほかに、二重投稿（既に発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を複数投稿すること）、不適切なオーサーシップ（論文著者が適正に公表されていない）などが不正行為として認識されるようになってきています。

研究倫理に反する行為を行った場合、「広島修道大学学生の懲戒に関する規程」に則り、「広島修道大学学則」によって、懲戒処分に付する場合があります。